

大情審答申第 447 号

平成 30 年 3 月 28 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会

会長 上田 健介

答申書

大阪市情報公開条例の一部を改正する条例（平成28年大阪市条例第14号）による改正前の大阪市情報公開条例第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成27年7月3日付け大福祉第1219号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関は、平成27年2月2日付け大福祉第3702-1号による公開決定（以下「本件決定」という。）により特定した「平成25年1月15日の心身障がい者リハビリテーションセンター担当係長と厚生年金病院医師の面談に伴う市内出張命令にかかる記録」（以下「本件文書」という。）に加えて、当該出張（以下「本件出張」という。）における面談の内容が記載された「経過」との標題の文書（以下「経過記録」という。）を特定した上で、改めて公開決定等すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成27年1月19日、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、「H25. 1. 15福祉局リハセンの〇〇係長と厚生年金病院〇〇医師の面談に係る〇〇係長の出張に係る起案・出張命令簿・面談内容の記録文書の全部。」の公開を求める旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書として本件文書を特定した上で、条例第10条第1項に基づき、本件決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成27年2月12日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第6条第1号に基づき、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 決裁者（承認ルート）や、出張を必要とする理由、添付資料等も公開する必要がある。リスト作成し説明すべきである。
- 2 詳細1枚が公開され、公開すべき文書の全部が公開されていない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 大阪市では、勤怠管理及び超過勤務等に関する事務執行を円滑にし、正確性・迅速性の向上、ペーパーレス化による環境的・経費的負担の軽減を目的とする勤務情報システムが導入されており、市内出張命令については勤務情報システムで申請から承認まで一元管理となっていることから勤務情報システムに入力された画面を特定の上、本件決定を行った。
- 2 なお、本件出張においては勤怠処理に必要な提出書類もなかったことから、他の文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

本件異議申立てにおける争点は、本件文書以外に特定すべき公文書の存否である。

3 本件文書以外に特定すべき公文書の存否について

- (1) 本件文書は、本件出張に係る申請及び承認を勤務情報システムにより行った内容を出力した文書である。

異議申立人は、本件文書以外に、決裁者や出張を必要とする理由を記載した文書、添付資料等、本件出張における面談の記録が存在するはずである旨、主張している。

- (2) 当審査会において本件文書を実際に見分したところ、本件文書には本件出張に係る承認者の氏名及び用件が記載されていた。

次に、実施機関における職員の出張に関する取扱いについて、大阪市職員就業規則（平成4年大阪市規則第16号。以下「就業規則」という。）第21条第1項は「職員は、出張を命じられたときは、その出発及び帰庁の日時を所属長に届け出なければならない。」と規定しているに過ぎず、出張に際して何らかの添付資料の提出ま

では求められていない。

また、添付資料等の存否について改めて実施機関へ確認したところ、実際に本件出張においても、添付資料等の提出はなかったとのことであった。

以上を踏まえると、本件文書以外に、決裁者や出張を必要とする理由を記載した文書や添付資料等が存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

- (3) 就業規則第21条第3項は「文書又は口頭で復命しなければならない。」と規定しており、本件出張における面談の記録の存否について、実施機関へ改めて確認したところ、本件出張については口頭による復命のみを行っており、文書による復命は行っていないが、経過記録の中の一部に本件出張における面談の内容が記載されているとのことであった。

当審査会において経過記録を実際に見分したところ、確かに経過記録の中の一部には本件出張における面談の内容が記載されていた。

以上を踏まえると、本件出張に係る復命としての公文書が存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められないものの、本件出張の復命のために作成されたものではないとはいえ本件出張における面談の内容が記載されている以上、経過記録を本件請求に係る公文書として特定すべきであったと認められる。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 上田 健介、委員 岡田 さなゑ、委員 久末 弥生

(参考) 答申に至る経過

平成27年度諮問受理第49号

年 月 日	経 過
平成27年7月3日	諮問書の受理
平成28年3月9日	実施機関からの意見書の収受
平成28年12月6日	調査審議
平成28年12月9日	調査審議
平成29年1月23日	調査審議
平成29年2月2日	調査審議
平成29年2月22日	調査審議
平成29年3月10日	調査審議
平成29年5月19日	調査審議
平成29年6月7日	調査審議（実施機関の陳述）
平成29年7月10日	調査審議

平成 29 年 10 月 11 日	調査審議（審査請求人の口頭意見陳述）、審査請求人からの意見書の収受
平成 29 年 11 月 7 日	調査審議
平成 29 年 12 月 8 日	調査審議
平成 30 年 1 月 12 日	調査審議
平成 30 年 2 月 9 日	調査審議
平成 30 年 3 月 2 日	調査審議
平成 30 年 3 月 28 日	答申